

北 信 越 地 区

1 名 称 北信越地区公立学校事務長会

2 設 立 昭和 52 年 6 月 17 日

3 会 則

北 信 越 地 区 公 立 学 校 事 務 長 会 会 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、北信越地区公立学校事務長会と称し、事務局を会長の勤務校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、学校事務と事務長等の職務について研究し、会員相互の親睦と社会的地位の向上を図り、もって学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 学校の経営管理と事務能率に関すること。
- (2) 会員の教養と社会的地位の向上に関すること。
- (3) その他本会の目的達成に必要なこと。

(組 織)

第4条 本会は、北信越地区各県の公立の高等学校、特別支援学校事務長等をもって組織する。

- 2 本会の中に特別支援学校部会を設ける。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 4名 理事 若干名 監事 2名 幹事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、当番県の副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、会長諮問に応じるとともに、会員の諸連絡にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、会務を掌る。

(役員を選出)

第7条 会長は、当番県会長がこれにあたる。

- 2 副会長は、各県事務長会で1名ずつ選出する。
- 3 理事は、各県事務長会で選出する。
- 4 監事及び幹事は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による任期は、残任期間とする。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回開き、役員会において総会付議事案とされた事項、その他重要事項について審議する。
- 3 役員会は、全役員をもって構成し、事業計画、予算及び決算その他必要な事項を審議する。
- 4 役員会で審議した事業計画、予算及び決算については総会に報告するものとする。

5 会議の決議は、出席者の過半数によるものとする。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第11条 本会の会費は、1人年額1,000円とする。

2 本会は、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則改正)

第13条 この会則は、総会の決議を経て、改正することができる。

附 則

この会則は、昭和52年6月17日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年10月28日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年10月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年10月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年10月21日から施行する。

ただし、第9条の改正規定は平成13年度から適用する。

附 則

この会則は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年10月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年11月4日から施行する。

申し合わせ事項

1 会則第7条第1項に規定する当番県の順番は次のとおりとする。

福井県 新潟県 富山県

2 会則第7条第2項の規定により選出する副会長は、当番県を除く各県事務長会会長及び当番県副会長より1名選出するものとする。

3 会則第7条第3項の規定により各県事務長会より選出する理事の数は、それぞれ3名以内とする。

4 会則第7条第4項の規定により会長が委嘱する監事及び幹事は、当番県より選出するものとする。

5 会則第7条第4項の規定により会長が委嘱する幹事の数は、3名以内とする。

6 会則第11条第1項の規定に基づく会費は、各県事務長会においてとりまとめのうえ、毎年7月31日までに会長の指定する口座に振り込むものとする。ただし平成元年度に限り、11月15日までとする。

※ 平成23年4月1日より、地区活動を休止している。